

自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務契約に係る入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 制限付一般競争入札に付する事項

- |            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 件名     | 自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務契約                    |
| (2) 契約所属   | 那覇市消防局救急課                                |
| (3) 履行内容   | 公告及び仕様書のとおり                              |
| (4) 履行場所   | 市内コンビニエンスストア（仕様書のとおり）                    |
| (5) 様式等    | 那覇市ホームページからダウンロード                        |
| (6) 契約期間   | 令和 8 年 9 月 1 日～令和 16 年 8 月 31 日まで(96 ヶ月) |
| (7) 予定価格   | 非公表                                      |
| (8) 最低制限価格 | 設定しない                                    |

2 入札参加資格

次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 市町村税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され、資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定されたもの又は再生計画認可の決定が確定されたものを除く。）。

- (5) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。  
※ 公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。なお、上記(4)に該当するものを除く。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) R8・R9年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (8) 沖縄県内に本社又は営業所並びに支店等があること。

### 3 入札参加申込

入札に参加する者は、別紙1「制限付一般競争入札参加申請書」を以下の期限までに提出すること。当該期限までに申込書が提出されない場合は、入札に参加できないものとする。

- (1) 提出期限 令和8年6月24日（水）午後2時00分まで
- (2) 提出方法 那覇市消防局4階 救急課まで持参 ※郵送不可  
（那覇市銘苅2丁目3番8号）

### 4 質問・回答方法

入札説明会は実施しないため、入札についての質問がある場合は、以下のとおり「質問書」を提出してください。

- (1) 質問の方法  
質問書に質問内容を記載し、消防局救急課宛FAXにて提出すること。  
※提出後、必ず消防局救急課へ連絡すること。
- (2) 質問受付期限  
令和8年6月22日（月）午後2時00分まで
- (3) 質問に対する回答 令和8年6月25日（木）午後3時00分までに、入札参加者全員へFAXにて回答する。

### 5 入札の日時・場所等

- (1) 入札の日時 令和8年6月26日（金）午後2時00分から
- (2) 入札の場所 那覇市消防局4階 会議室1（那覇市銘苅2丁目3番8号）
- (3) 入札方法 直接投函
- (4) 必要書類 ア「入札書」  
イ「委任状」※代理人が入札する場合のみ

### 6 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除とする。ただし、落札者

が契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

## 7 契約保証金

入札金額の100分の10以上とする。なお、那覇市契約規則第30条第1項第3号に基づき、契約保証金を免除することができる。

## 8 入札の方法

- (1) 入札書は、書面により直接投函すること。
- (2) 入札金額は、賃貸借期間における賃借料の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満に端数があるときは、その端数を切る捨てるものとする。）を落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 9 入札の無効

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 10 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して、当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

## 11 入札結果の公表

落札者があるときは落札者名及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に公表する。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最も低い価格で有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が二者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係

- のない職員にくじを引かせる。  
(3) 入札執行は3回までとする。

### 13 落札決定の取り消し

落札決定後において、落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合は、落札決定を取り消す。

### 14 問い合わせ先

〒900-0004

那覇市銘苅2丁目3-8 那覇市消防局4階 救急課 (担当) 玉橋

TEL:098-867-1199 (直通)

FAX:098-869-1190